

「健康経営推進企業」に認定されました。

「健康経営」宣言事業の取り組みが、長崎県と協会けんぽ長崎支部から「健康経営推進企業」に認定を受けました。

取組内容

1. 生活習慣病予防健診受診向上への取り組み

- ・職員の受診率100%。
- ・職員及び配偶者(被扶養者)に対して、費用は組合負担で実施している。
- ・50歳以上の男性職員には、前立腺がん検診を組合負担で受診させる。

2. 健診受診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取り組み

- ・特定保健指導の対象者は、面談を受けなくてはならない。
- ・特定保健指導利用率100%。就業中に面談を受けさせる。
- ・検診の結果、二次健康診断の受診対象者には、組合負担で受診させる。
- ・組合が必要と判断した場合は、職員に再検査または精密検査を命じる。

3. 事業所全体で継続的な健康増進や改善に向けた取り組み

- ・安全講習会時には、健康増進をテーマとした講和を実施する。(H31年1月は「がんから身を守る」、「生活習慣の見直し」など)
- ・毎月の会議時に協会けんぽのメルマガ「健康通信」を配布し、健康推進を図っている。
- ・現業職員は始業時にストレッチ体操を実施している。事務職員には、会議室にストレッチ体操のやり方を掲示し、体操を推進している。

4. 禁煙・受動喫煙防止に向けた取り組み

- ・建物内全面禁煙。
- ・受動喫煙防止のパンフレット(厚生労働省)を配布している。

5. メンタルヘルスへの取り組み

- ・ストレスチェックを全職員に実施している。
- ・会議時に、厚生労働省「こころの耳」のパンフレットを配布している。
- ・新人職員に、中央労働災害防止協会「ストレスとつきあう7つの基本」を活用し研修を実施している。



長崎南部森林組合は「健康経営」をはじめました。

長崎県と協会けんぽ長崎支部が行う「健康経営」宣言事業に取り組んでいます。

「健康経営とは、従業員の健康を組合の財産ととらえ、組合の成長のために、従業員の健康づくりに組合が積極的に取り組むことをいいます。

従業員の健康づくりは、単に病気をさせない・欠勤させないための「コスト」ではなく、仕事への意欲や組合との絆を強め、一緒に成長することを促すための「投資」です。従業員が健康に長く働ける環境を整えることで、労働力の不足を防ぐことにもつながります。」

(健康経営宣言事業リーフレットより)

健康経営が注目される理由

1. 少子化における**労働人口の減少**
2. 従業員の**高齢化**
3. 働き盛りの健康を脅かす**生活習慣病**
4. **メンタルヘルス(心の健康)**不調者の増加

健康経営宣言事業の5つの取り組み

1. **生活習慣病予防健診受診向上**への取り組み
 - ・35歳以上の全員が受診（35歳以下は定期健康診断を受診）
 - ・50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施
2. 健診受診結果による**治療の徹底と保健指導の活用**への取り組み
 - ・特定保健指導の面談を対象者全員に実施
 - ・要治療、精密検査の該当者へ受診を促進
3. 事業所全体で継続的な**健康増進や改善**に向けた取り組み
 - ・健康に関する情報を月1回程度全員へ発信
 - ・年1回、健康をテーマとした研修を実施
4. **禁煙・受動喫煙防止**に向けた取り組み
 - ・全ての事業場において、屋内全面禁煙
5. **メンタルヘルス**への取り組み
 - ・メンタルヘルスに関する相談窓口の実施

「健康経営」のメリット

1. **生産性の向上**
 - ・モチベーションの向上
 - ・欠勤率の低下、業務効率の向上
2. **リスクマネジメント**
 - ・事故の予防、労災発生の予防
 - ・不祥事の予防
3. **イメージアップ**
 - ・企業ブランド価値の向上
 - ・対外的、社内的イメージの向上

